

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年5月12日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件
2. G II グレード 0件
3. G III グレード 5件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機の点検時、機関(A)No. 3、9、12および機関(B)No. 3ピストンピン(ピストンとピストン棒とを結ぶ中空円管のピン)の外径寸法が管理値を超えていることを確認した。当該ピストンピンを修理。	
2	3号機	原子炉建屋排風機室空調機(A)の結露水排水配管に詰まりを確認した。当該配管を点検・清掃。	
3	3号機	主排気ダクトの建屋壁貫通部ラバーブーツ(覆い)内部に水溜まり、および当該部からの微量の水漏れ(汚染なし)を確認した。拭き取り実施済み。当該ラバーブーツを点検・修理。	
4	6号機	プロセス計算機に異常を示す警報が発生し、メッセージプリンタNo. 1の故障を確認した。当該プリンタを点検・修理。	
5	7号機	社内の運用で構内保管することとしていた取替後の非常用ディーゼル発電機(B)区域給気フィルタ(非管理区域)を誤って廃棄したことを確認した。当該事象の原因を調査。	